

告 示

埼玉県告示第八百七十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県戸田市早瀬二丁目千三百七十一番一の一部、千三百七十二番一の一部及び千三百七十二番二の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

別図

